

2015年（平成27年）5月

福山市建設工事等競争入札参加資格者 様
(水道施設工事の認定者)

福山市上下水道事業管理者
(工務部配水管整備課)

水道用承認材料の取扱いについて

日頃より、本市上下水道事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

上下水道局が発注する配水管布設工事では、災害に強く高品質の管路を構築するため、上下水道局で承認された材料を用いて施工していただいています。

そうした中、2014年（平成26年）5月以降、事務の効率化、資源の少量化の取り組みの一環として、一般的な配水管布設工事で使用する材料を登録化し、登録された製品については、承認図の提出を省略することが可能になっています。

今回、2014年（平成26年）度中に申請のあった材料について追加登録し、配水管布設工事で使用する頻度の高い材料の登録が、概ね終了いたしました。

つきましては、2015年（平成27年）度以降契約する配水管布設工事において、「福山市上下水道局 水道用承認材料一覧」に記載された材料については、承認図の提出を省略し、「工事使用材料 承認チェックリスト」に必要事項を記入の上、担当監督員に提出してください。

なお、今回登録した材料は、製作者の申請及び本市の配水管設計施工基準に基づき、使用頻度が高いものについて登録したため、登録対象外となった製品もあります。

今回登録されていない製品については、工事ごとに材料承認図を提出し、承認が得られれば工事への使用は可能です。

今後も引き続き、材料の使用状況を見る中で、登録材料の追加を行ってまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。